

報道関係者各位

令和4年7月14日

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)及び 子育て世帯緊急生活支援給付金の給付について ～7月11日に対象世帯へ通知を送信、同月下旬から順次支給～

7月11日に通知文書の発送をしました。申請の受け付けを開始し、7月下旬から順次給付金を支給します。

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して、生活を支援することを目的に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。国からの通知を受け、全国の自治体において実施しているものです。(児童一人あたり5万円)。また、舞鶴市では子育て世帯緊急生活支援給付金として市独自の上乗せ給付を行うこととしました。(児童一人あたり1万円)

2. 支給額

児童1人あたり一律6万円(国の給付金5万円+市独自の上乗せ1万円)

3. 支給対象世帯等

1) 対象者

- ① 令和4年4月分の児童手当を受給している令和4年度住民税均等割非課税世帯の方
- ② 令和4年4月分の特別児童扶養手当を受給している令和4年度住民税均等割非課税世帯の方
- ③ 上記①②のほか、対象児童の養育者で令和4年度住民税均等割非課税世帯の方
- ④ 対象児童を養育していて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が令和4年度の住民税均等割非課税世帯と同じ水準となった方

※対象児童…18歳に達する年の年度末までの児童(障害児の場合、20歳未満。令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象)

2) 今回発送数

- ・①の対象世帯 215世帯
- ・すでに子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の振込みをしていて、今回上乗せ分を追加で支給する世帯 601世帯

3) その他

- ・今回発送の対象とした世帯へは申請不要で給付金を支給します。
- ・今回通知が届かなかった方でも、要件を満たす場合対象となる可能性がありますので子ども支援課へお問い合わせください。
- ・子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を本市や他自治体から受給された方は対象になりません。



SDGs 未来都市

舞鶴市 子ども支援課(担当:波多野、松本)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1094、FAX:0773-62-7957

E-mail:k-shien@city.maizuru.lg.jp